

議員提出議案第3号

市長の専決事項の指定についての一部改正について

市長の専決事項の指定についての一部を別紙のとおり改正する。

令和4年10月6日提出

提出者	厚木市議会議員	川口	仁
賛成者	同	高村	真和
	同	名切	文梨
	同	神子	雅人
	同	松田	則康
	同	石井	芳隆

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定する市長において専決処分にすることができる事項を追加するため、市長の専決事項の指定についての一部を改正する。

## 市長の専決事項の指定についての一部改正について

市長の専決事項の指定について（平成26年10月7日議決）の一部を次のように改正する。

第7項の次に次の1項を加える。

- 8 議会の議決を経た工事請負契約について、その契約金額の1割以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、当該変更契約により増加又は減少をすることができる額は、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年厚木市条例第11号）第2条に規定する額未満とする。

### 附 則

この議決の効力は、令和4年10月6日から生ずるものとする。